

(介護予防)通所リハビリテーション

重要事項説明書

指定居宅サービス事業所

医療法人社団 健育会

介護老人保健施設 しおん

事業所番号 0450280086

〒986-0015

宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

TEL (0225) 21-5155

FAX (0225) 21-5156

介護老人保健施設 しおん 重要事項説明書
(介護予防)通所リハビリテーション
(2025年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 しおん
- ・開設年月日 2012年4月1日
- ・所在地 石巻市吉野町1丁目7番地1号
- ・電話番号 0225-21-5155
- ・ファックス番号 0225-21-5156
- ・管理者名 管理者 白幡 一夫
- ・介護保険指定番号 0450280086

(2) 運営方針

- ① 当施設では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- ② 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行わない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、(介護予防)居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「穏やか」で「心豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	兼 務
医 師			1
看護職員		1	10
介護職員	3	6	
理学療法士		1	3
作業療法士		1	2
言語聴覚士			1
管理栄養士			2
用 務 員			3

(4) 通所定員等

月曜日～土曜日 45名/日 (介護予防通所リハビリテーションを含む)
ただし、年末年始 12月30日から1月3日までを除く。
また、通常の送迎の実施地域は別紙参照とする。

(5) ハラスメントの防止

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(6) 感染症対策について

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②当施設の設定及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(7) 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) 虐待防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当施設では、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④当施設は、次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：ホーム長 氏名：村中 めぐみ

(9) 認知症介護基礎研修の受講について

当施設において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させます。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
昼食 午前12時00分～午後 2時00分頃
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

《協力医療機関》

名 称 独立行政法人 国立病院機構 仙台医療センター
住 所 宮城県仙台市宮城野区宮城野1丁目8番8号

《協力医療機関》

名 称 医療法人社団 健育会 石巻健育会病院
住 所 宮城県石巻市大街道西3丁目3番27号

《協力歯科医療機関》

名 称 門脇歯科クリニック
住 所 宮城県石巻市清水町1丁目10番1号

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

《食 事》

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

《飲酒・喫煙》

飲酒は原則禁止となります。喫煙は敷地内全面煙となります。

《火気の取扱い》

火気を伴う器具類は持ち込まないで下さい。

《設備・備品の利用》

利用される方々の療養生活をよりよいものにするためにご用意しております。本来の用法に従って大切にお取扱いされますようお願い致します。なお、故意による破損などにおきましては、修理代金等を請求する場合があります。

《所持品・備品等の持ち込み》

持ち込んだものすべてに名前の記入をお願いします。名前がないものに関して、万一紛失されても責任は負いかねます。

《金銭・貴重品の管理》

貴重品（多額の現金、通帳、貴金属等）は持ち込まない様にして下さい。貴重品は基本的に利用者管理となります。万一紛失されても当施設では責任は負いかねます。

《宗教活動》

布教活動等、他の利用者の療養生活の妨げになるような行為はご遠慮願います。

《ペットの持ち込み》

療養上必要と思われる動物の出入り（アニマルセラピー等）はありますが、その他のペットの持ち込み、飼育に関してはお断り致します。

6. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー、消火器、屋内消火栓

防災訓練：年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談、行政機関その他の苦情受付機関

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

しおん利用者相談窓口 支援相談員 電話 0225(21)5155

石巻市 介護保険課 介護保険担当係 電話 0225(95)1111

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 022(222)7079

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

個人情報利用目的

介護老人保健施設しおんでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
- 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕
- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

(介護予防)通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護程度によって利用料が異なります）。

また、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割、2割、3割）を乗じた額とする。

以下は1日あたりの1割の自己負担例です。

【大規模事業所】

(単位＝円)

	1 h以上 2 h未満	2 h以上 3 h未満	3 h以上 4 h未満	4 h以上 5 h未満	5 h以上 6 h未満	6 h以上 7 h未満	7 h以上 8 h未満
要介護1	357 単位	372 単位	470 単位	525 単位	584 単位	675 単位	714 単位
要介護2	388 単位	427 単位	547 単位	611 単位	692 単位	802 単位	847 単位
要介護3	415 単位	482 単位	623 単位	696 単位	800 単位	926 単位	983 単位
要介護4	445 単位	536 単位	719 単位	805 単位	929 単位	1077 単位	1140 単位
要介護5	475 単位	591 単位	816 単位	912 単位	1053 単位	1224 単位	1300 単位

※大規模型事業所のうち、以下の要件を満たした場合、下記の通常規模事業所単位数で算定可能となります。

- ①リハビリテーションマネジメント加算算定率のご利用者全体の80%を超えていること。
- ②リハビリテーション専門職員の配置が10：1以上であること。

【通常規模事業所】

(単位＝円)

	1 h 以上 2 h 未満	2 h 以上 3 h 未満	3 h 以上 4 h 未満	4 h 以上 5 h 未満	5 h 以上 6 h 未満	6 h 以上 7 h 未満	6 h 以上 7 h 未満
要介護 1	3 6 9 単位	3 8 3 単位	4 8 6 単位	5 5 3 単位	6 2 2 単位	7 1 5 単位	7 6 2 単位
要介護 2	3 9 8 単位	4 3 9 単位	5 6 5 単位	6 4 2 単位	7 3 8 単位	8 5 0 単位	9 0 3 単位
要介護 3	4 2 9 単位	4 9 8 単位	6 4 3 単位	7 3 0 単位	8 5 2 単位	9 8 1 単位	1 0 4 6 単位
要介護 4	4 5 8 単位	5 5 5 単位	7 4 3 単位	8 4 4 単位	9 8 7 単位	1 1 3 7 単位	1 2 1 5 単位
要介護 5	4 9 1 単位	6 1 2 単位	8 4 2 単位	9 5 7 単位	1 1 2 0 単位	1 2 9 0 単位	1 3 7 9 単位

【介護予防通所リハビリテーション】

- ・要支援 1 2, 2 6 8 単位／月
- ・要支援 2 4, 2 2 8 単位／月

【通所リハビリテーション及び予防通所リハビリテーション共通義務化項目及び減算及び加算項目】

- ◆医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化
ご利用者が入院してリハビリテーション実施していた場合、入院中のリハビリ計画書等を入手し、内容を把握すること。
- ◆継続計画未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算
感染症及び非常災害時の発生において、ご利用者サービスに提供を継続的に実施する為の策定すること。
- ◆高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算
虐待防止の為の委員会の開催し、その結果を全職員へ周知するとともに及び虐待防止の研修を定期的に開催実施
- ◆退院時共同指導加算について、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合、当該退院に限り、6 0 0 単位加算されます。
- ◆介護職員等処遇改善加算 (I) (利用料金の合計×8. 6 %円)
- ◆介護職員等処遇改善加算 (II) (利用料金の合計×8. 3 %円)
- ◆介護職員等処遇改善加算 (III) (利用料金の合計×6. 6 %円)
- ◆介護職員等処遇改善加算 (IV) (利用料金の合計×5. 3 %円)
- ◆介護職員等処遇改善加算 (V 1～V 1 4)

《通所リハビリテーション提供体制加算》

- ◆ 理学療法士等体制強化加算について、理学療法士等、配置基準を超えて配置した場合は 1 日につき 3 0 単位加算されます。
- ◆ リハビリテーション提供体制加算について、リハビリテーションマネジメント加算を算定し、理学療法士等の配置が基準を満たした場合、下記の単位が 1 回につき、加算されます。

	3 h 以上 4 h 未満	4 h 以上 5 h 未満	5 h 以上 6 h 未満	6 h 以上 7 h 未満	7 h 以上
加算単位数	1 2 単位	1 6 単位	2 0 単位	2 4 単位	2 8 単位

- ◆ 通常の事業の実施地域を超えて、通所リハビリテーションを行った場合は、1 日につき所定単位数の 1 0 0 分の 5 を所定単位数に加算されます。

- ◆ 入浴介助を行った場合は、1日につき下記の単位が加算されます。

	入浴介助加算Ⅰ	入浴介助加算Ⅱ
加算単位数	40単位	60単位
加算要件	入浴を行う人員及び設備を有して、入浴介助を実施	入浴を行う人員及び設備が有して、入浴介助を実施するとともに医師及び理学療法士等が評価、助言を行い、個別入浴計画の作成実施

- ◆ リハビリテーションマネジメント加算について、加算基準を満たし通所リハビリテーション実施計画に基づきリハビリテーションを行った場合は、下記の単位が加算されます。

	リハビリマネジメント加算(イ)	リハビリマネジメント加算(ロ)	リハビリマネジメント加算(ハ)	事業所の医師が利用者又は家族に対し説明し、同意えた場合、左記に加えて、下記単位数を加算
6ヶ月以内	560単位	593単位	793単位	
6ヶ月超	240単位	273単位	473単位	270単位

- ◆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算について、通所リハビリテーション実施計画に基づき、個別に短期集中的にリハビリテーションを行った場合、以下の料金が加算されます。
(退院(所)日又は認定日から起算して 3月以内 110単位)
- ◆ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、認知症であると医師が判断した者に対し、理学療法士等がその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間で厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に集中的なリハビリテーションを行った場合、(Ⅰ)240単位/日か(Ⅱ)月につき1,920単位が算定を基準に合わせて加算されます。
- ◆ 若年性認知症利用者受入加算について、若年性認知症利用者に対して個別の担当者を定めていることで通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき60単位加算されます。
- ◆ 移行支援加算について、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合、1日につき12単位加算されます。
- ◆ 科学的介護推進体制加算について、利用者ごとの心身状態等を3ヶ月に1回 厚生労働省に提出し、通所リハビリテーション計画を見直すなどその利用者ごとの情報を活用した場合、1月につき、40単位加算されます。
- ◆ 栄養改善サービスを行った場合は栄養改加算として3月以内に限り1月に2回を限度として1回に200単位が加算されます。
- ◆ 口腔・栄養スクリーニング加算を6ヶ月ごとに1回を限度として行った場合、下記の単位が加算されます。

	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)
加算単位数	20単位	5単位

- ◆ 口腔機能向上サービスを行った場合は口腔機能向上加算として3月以内の期間に限り1月2回を限度として1回につき下記の単位が加算されます。

	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅱイ	口腔機能向上加算Ⅱロ
加算単位数	150単位	155単位	160単位

- ◆ 栄養アセスメント加算について基準を満たしている場合、1月に50単位が加算されます。
- ◆ 要介護3・4・5の方で常時頻回の喀痰吸引を実施している状態等の利用者に2時間以上の通所リハビリテーションを行った場合は重度療養管理加算として1日に100単位加算されます。
- ◆ 厚生労働大臣が定める基準を満たし、生活行為向上リハビリテーションを行なった場合に開始月から6ヶ月以内は1月につき1,250単位加算、加算されます。
- ◆ 中重度者ケア体制加算について、指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算法で1以上確保していることと指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上確保していること。
また、前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上での利用者の占める割合が100分の30以上であることをクリアした場合のみ、1日に付き、20単位を加算されます。
- ◆ 事業所がご利用者の送迎を行わない場合は、所定単位数から片道につき47単位を減算します。

- ◆ サービス提供体制強化加算で介護職員の総数のうち、下記の基準を満たしている場合は、算定されます。

	サービス提供強化加算Ⅰ	サービス提供強化加算Ⅱ	サービス提供強化加算Ⅲ
加算単位数	22単位	18単位	6単位
算定要件	・介護福祉士70%以上 ・勤続10年以上介護福祉士25%以上 (いずれかに該当した場合算定)	・介護福祉士50%以上	・介護福祉士40%以上 ・勤続7年以上介護福祉士30%以上 (いずれかに該当した場合算定)

《介護予防通所リハビリテーション加算》

- ◆ 通常の事業の実施値域を超えて、通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5を所定単位数に加算されます。
- ◆ 厚生労働大臣が定める基準を満たし、生活行為向上リハビリテーションを行なった場合に開始月から6ヶ月以内は1月につき、562単位加算されます。
- ◆ 若年性認知症利用者受入加算について、若年性認知症利用者に対して個別の担当者を定めていることで通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき240単位加算されます。
- ◆ 科学的介護推進体制加算について、利用者ごとの心身状態等を3ヶ月に1回 厚生労働省に提出し、通所リハビリテーション計画を見直すなどその利用者ごとの情報を活用した場合、1月につき、40単位加算されます。
- ◆ 栄養アセスメント加算について基準を満たしている場合、1月に50単位が加算されます。
- ◆ 栄養改善サービスを行った場合は栄養改善加算として1月に200単位が加算されます。
- ◆ 口腔機能向上サービスを行った場合は口腔機能向上加算として3月以内の期間に限り1月2回を限度として1回につき下記の単位が加算されます。

	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算(Ⅱ)
加算単位数	150単位	160単位

- ◆ 一体的サービス提供加算について算定要件を満たした実施した場合に、1月につき480単位加算されます。
- ◆ サービス提供体制強化加算で介護職員の総数のうち、下記の基準を満たしている場合は、算定されます。

	サービス提供強化加算Ⅰ	サービス提供強化加算Ⅱ	サービス提供強化加算Ⅲ
加算単位数	要支援1 88単位 要支援2 176単位	要支援1 72単位 要支援2 144単位	要支援1 24単位 要支援2 48単位
算定要件	・介護福祉士70%以上 ・勤続10年以上介護福祉士25%以上 (いずれかに該当した場合算定)	・介護福祉士50%以上	・介護福祉士40%以上 ・勤続7年以上介護福祉士30%以上 (いずれかに該当した場合算定)

- ◆ 利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に予防通所リハビリテーションを行った場合は、下記の算定要件を満たさない場合は、減算します。

	算定要件を満たした場合 (減算なし)	算定要件を満たさない場合 (要支援1)	算定要件を満たさない場合 (要支援2)
減算単位数	0単位/月	120単位/月	240単位/月

※ただし、減算を行わない基準(3ヶ月1回のリハビリテーション会議実施及び利用者ごとの心身状態等を3ヶ月に1回 厚生労働省に提出)を満たさない場合は、減算しません。

(2) その他の利用(基本料金の他に別途かかります)

- ① 食費 / 1食 昼食 680円
- ② 利用者が選定する特別な食費の費用 / その都度実費
通常の食事以外で特別メニューを設定している施設において、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。
- ③ おやつ代 / 1日 72円
施設で提供するおやつをお取いただいた場合にお支払いいただきます。
- ④ 日常生活品費 選択実費(別紙2をご参照ください)
- ⑤ 教養娯楽費 (その都度実費をいただきます。)
倶楽部やレクリエーションで個別に使用する材料(折り紙、習字道具、粘土等)をご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 各種証明書 (その都度実費をいただきます。)
領収書や診断書等、必要な証明書を発行した場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 送迎費／k m 100円
通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。
- ⑧ おむつ代／1枚 (その都度実費いただきます。)
施設で用意したものをご使用いただく場合にお支払いいただきます。
(内訳) ・尿取りパット男女兼用1枚(44円)
・フラットタイプ(66円)
・リハビリパンツM～LL(115～146円)
・テープ止めタイプS～L(128～167円)
- ⑨ キャンセル料／1,000円 前日17:30以降のキャンセルの場合にお支払いいただきます。

重要事項の説明および介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

年 月 日

事業の提供にあたり、利用者・家族に対して、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

< 事 業 者 >

所在地 宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

名 称 医療法人社団 健育会 介護老人保健施設 しおん
(事業所番号 0450280086)

代表者 竹 川 節 男

施設長 白 幡 一 夫

印

説明者(所属) 通所リハビリテーション管理者代行

(氏名) 佐 藤 祐 一

印

介護老人保健施設のサービス(入所、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション)を利用するにあたり、介護老人保健施設しおん利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 介護老人保健施設しおんの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設しおんに対し一切迷惑をかけません。

以上

< 利 用 者 >

住 所	
氏 名	印
電話番号	

< 代 理 人 >

住 所	
氏 名	印
電話番号	

No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考
1	○	石巻市	茜平	(旧石巻市)	46	○	石巻市	清水町	(旧石巻市)
2	○	石巻市	あけぼの	〃	47	○	石巻市	新栄	〃
3	○	石巻市	あけぼの北	〃	48	○	石巻市	新境町	〃
4	○	石巻市	旭町	〃	49	○	石巻市	新成	〃
5	○	石巻市	あゆみ野	〃	50	○	石巻市	新館	〃
6	○	石巻市	泉町	〃	51	○	石巻市	新館南	〃
7	○	石巻市	伊勢町	〃	52	○	石巻市	新橋	〃
8	○	石巻市	鑄銭場	〃	53	○	石巻市	水明北	〃
9	○	石巻市	井内	〃	54	○	石巻市	水明南	〃
10	○	石巻市	伊原津	〃	55	○	石巻市	末広町	〃
11	○	石巻市	宇田川町	〃	56		石巻市	鹿立	〃
12	○	石巻市	浦屋敷南	〃	57	○	石巻市	住吉町	〃
13	○	石巻市	駅前北通り	〃	58	○	石巻市	千石町	〃
14	○	石巻市	大瓜	〃	59	○	石巻市	高木	〃
15	○	石巻市	大街道北	〃	60		石巻市	竹浜	〃
16	○	石巻市	大街道西	〃	61		石巻市	田代浜	〃
17	○	石巻市	大街道東	〃	62	○	石巻市	立町	〃
18	○	石巻市	大街道南	〃	63	○	石巻市	田道町	〃
19	○	石巻市	大手町	〃	64	○	石巻市	垂水町	〃
20	○	石巻市	大橋	〃	65	○	石巻市	大門町	〃
21	○	石巻市	大宮町	〃	66	○	石巻市	中央	〃
22		石巻市	荻浜	〃	67		石巻市	月浦	〃
23		石巻市	折浜	〃	68	○	石巻市	築山	〃
24	○	石巻市	開成	〃	69	○	石巻市	貞山	〃
25	○	石巻市	開北	〃	70	○	石巻市	中浦	〃
26	○	石巻市	鹿妻北	〃	71	○	石巻市	中里	〃
27	○	石巻市	鹿妻本町	〃	72	○	石巻市	中島町	〃
28	○	石巻市	鹿妻南	〃	73	○	石巻市	中瀬	〃
29	○	石巻市	門脇	〃	74	○	石巻市	中屋敷	〃
30	○	石巻市	門脇町	〃	75	○	石巻市	長浜町	〃
31	○	石巻市	川口町	〃	76	○	石巻市	流留	〃
32		石巻市	狐崎浜	〃	77	○	石巻市	南光町	〃
33	○	石巻市	向陽町	〃	78	○	石巻市	錦町	〃
34	○	石巻市	穀町	〃	79	○	石巻市	西浜町	〃
35		石巻市	小竹浜	〃	80	○	石巻市	西山町	〃
36		石巻市	小積浜	〃	81	○	石巻市	沼津	〃
37	○	石巻市	後生橋	〃	82	○	石巻市	根岸	〃
38	○	石巻市	幸町	〃	83	○	石巻市	のぞみ野	〃
39	○	石巻市	魚町	〃	84	○	石巻市	羽黒町	〃
40	○	石巻市	さくら町	〃	85	○	石巻市	八幡町	〃
41		石巻市	侍浜	〃	86		石巻市	蛤浜	〃
42	○	石巻市	沢田	〃	87	○	石巻市	浜松町	〃
43	○	石巻市	塩富町	〃	88	○	石巻市	東中里	〃
44	○	石巻市	潮見町	〃	89	○	石巻市	雲雀野町	〃
45	○	石巻市	重吉町	〃	90	○	石巻市	日和が丘	〃

No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考
91	○	石巻市	双葉町	(旧石巻市)	136		石巻市	中野	(旧河北町)
92		石巻市	福貴浦	〃	137		石巻市	長面	〃
93	○	石巻市	不動町	〃	138	○	石巻市	成田	〃
94	○	石巻市	蛇田	〃	139		石巻市	針岡	〃
95		石巻市	牧浜	〃	140	○	石巻市	東福田	〃
96	○	石巻市	松並	〃	141		石巻市	福地	〃
97	○	石巻市	松原町	〃	142	○	石巻市	二子	〃
98	○	石巻市	真野	〃	143		石巻市	馬鞍	〃
99	○	石巻市	丸井戸	〃	144	○	石巻市	三輪田	〃
100	○	石巻市	万石町	〃	145		石巻市	雄勝町伊勢畑	(旧雄勝町)
101	○	石巻市	三河町	〃	146		石巻市	雄勝町大須	〃
102	○	石巻市	水押	〃	147		石巻市	雄勝町大浜	〃
103	○	石巻市	水沼	〃	148		石巻市	雄勝町雄勝	〃
104	○	石巻市	美園	〃	149		石巻市	雄勝町小島	〃
105	○	石巻市	三ツ股	〃	150		石巻市	雄勝町上雄勝	〃
106	○	石巻市	三和町	〃	151		石巻市	雄勝町熊沢	〃
107	○	石巻市	緑町	〃	152		石巻市	雄勝町桑浜	〃
108	○	石巻市	湊	〃	153		石巻市	雄勝町下雄勝	〃
109	○	石巻市	湊町	〃	154		石巻市	雄勝町立浜	〃
110	○	石巻市	湊西	〃	155		石巻市	雄勝町名振	〃
111	○	石巻市	湊東	〃	156		石巻市	雄勝町船越	〃
112	○	石巻市	南境	〃	157		石巻市	雄勝町水浜	〃
113	○	石巻市	南中里	〃	158		石巻市	雄勝町明神	〃
114	○	石巻市	南浜町	〃	159		石巻市	雄勝町分浜	〃
115	○	石巻市	南谷地	〃	160	○	石巻市	鹿又	(旧河南町)
116	○	石巻市	明神町	〃	161		石巻市	北村	〃
117	○	石巻市	明神南	〃	162	○	石巻市	須江	〃
118	○	石巻市	恵み野	〃	163		石巻市	広渚	〃
119	○	石巻市	元倉	〃	164		石巻市	前谷地	〃
120		石巻市	桃浦	〃	165		石巻市	和渚	〃
121	○	石巻市	山下町	〃	166		石巻市	桃生町牛田	(旧桃生町)
122	○	石巻市	吉野町	〃	167		石巻市	桃生町太田	〃
123	○	石巻市	宜山町	〃	168		石巻市	桃生町檜崎	〃
124	○	石巻市	わかば	〃	169		石巻市	桃生町神取	〃
125	○	石巻市	渡波	〃	170		石巻市	桃生町給人町	〃
126	○	石巻市	渡波町	〃	171		石巻市	桃生町倉埜	〃
127	○	石巻市	相野谷	(旧河北町)	172		石巻市	桃生町城内	〃
128		石巻市	飯野	〃	173		石巻市	桃生町新田	〃
129	○	石巻市	大森	〃	174		石巻市	桃生町高須賀	〃
130		石巻市	尾ノ崎	〃	175		石巻市	桃生町寺崎	〃
131		石巻市	釜谷	(旧河北町)	176		石巻市	桃生町中津山	〃
132	○	石巻市	北境	〃	177		石巻市	桃生町永井	〃
133	○	石巻市	小船越	〃	178		石巻市	桃生町脇谷	〃
134		石巻市	皿貝	〃	179		石巻市	北上町女川	(旧北上町)
135		石巻市	中島	〃	180		石巻市	北上町十三浜	〃

(別紙2)

日常生活品費について

年 月 日

項目	単価 (税込)	申込
バスタオル (2枚)	120円/日	要 ・ 不要
フェイスタオル (1枚)	35円/日	要 ・ 不要

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

